

# 時津町

## 障害者計画（第6次）

### 障害福祉計画（第7期）障害児福祉計画（第3期）

#### 概要版

令和6（2024）年3月 時津町

#### ➤ 計画の位置付け

本計画は、障害者基本法第11条第3項に定める「当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画」（市町村障害者計画）と、障害者総合支援法第88条第1項に定める「市町村障害福祉計画」及び、児童福祉法第33条の20第1項に定められる「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定するものです。

また、成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画となる「時津町成年後見制度利用促進基本計画」を一体的に作成します。

計画名称	根拠法	主な内容
障害者計画	障害者基本法第11条第3項	障害者施策全般にかかわる理念や基本的な方針、目標を定めた計画
障害福祉計画	障害者総合支援法第88条第1項	障害福祉サービス等の必要量や確保の方策等について定めた計画
障害児福祉計画	児童福祉法第33条の20第1項	障害児通所支援等の必要量や確保の方策等について定めた計画

#### ➤ 計画の期間

時津町障害者計画（第6次）の期間は、令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間とします。時津町障害福祉計画（第7期）と時津町障害児福祉計画（第3期）の期間は令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間とします。

	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
障害者計画	第4次				第5次					第6次					
障害福祉計画	第4期				第5期			第6期		第7期			第8期		
障害児福祉計画					第1期		第2期		第3期			第4期			

# 時津町第6次障害者計画

## ➤ 基本理念と基本目標

時津町障害者計画（第6次）では、「リハビリテーション」「ノーマライゼーション」「ソーシャル・インクルージョン」の3つの基本理念のもと、を『地域で自立した生活を継続できる “誰もが住みたい・住み続けたいまち(とぎつ)”の実現』を基本目標に、8つの基本分野とそれに連なる取組を展開します。

リハビリテーション	障害のある人もない人も同じように暮らし、ライフステージのすべての段階においてその人が持っている能力を最大限に発揮し、その自立と社会参加の促進を目指すという考え方
ノーマライゼーション	障害のある人もない人も、誰もが等しく家庭や住み慣れた地域でお互いに人間として尊重し合いながら、共に生きるという社会の考え方
ソーシャル・インクルージョン	すべての人が排除・差別されることなく、互いに認め合い、地域全体で包み込み・支え合っていくという考え方



[基本目標]

地域で自立した生活を継続できる  
“誰もが住みたい・住み続けたいまち”<sup>とぎつ</sup>の実現

## ➤ 計画の基本的視点

### 1 障害のある人の自立

基本的な人権を持つ一人の人間として、一人ひとりの「自主性と自己実現」を尊重し、より積極的な生き方を支援し、就労や社会参加など「その人らしい生き方」を期待するとともに、その能力が十分発揮できる施策を推進していきます。

### 2 誰もが安心できるまち

障害のある人が将来にわたって地域生活を継続していく上で最も必要なことは、生活の全局面での「安心」です。

時津町は住民の生活の場であり、障害の有無に関わらず、このまちで家族、仲間、パートナーと安心して住み続けられるまちづくりに取り組んでいきます。

### 3 共生のまち

障害のある人を取り巻く社会環境には、さまざまな障壁があります。第一に行うべきことは、意識上の障壁「心のバリア」を取り除くことです。

「心のバリア」を取り除き、障害のある人もない人も、高齢者も外国籍の人も共に暮らしていく共生のまちを目指して、住民の積極的な参画を促進しながら、施策を展開します。

➤ 計画の体系



## ➤ 基本施策ごとの取組

### 基本施策1 生活支援

主な取組		今後の主な方針
(1)	相談支援体制の充実	● 複数のニーズを持った障害のある人の相談に総合的に対応できるよう、行政と相談支援事業者を中心とした相談体制の充実と県の相談支援機関などとの連携を図ります。
(2)	在宅福祉サービスの充実	● 障害のある人やその家族が希望する生活ができるよう、在宅福祉サービスの提供と適切なサービスの利用を促進していきます。
(3)	日中活動系サービスの充実	● 障害のある人やその家族のニーズを尊重した日中活動系サービスを提供し、適切なサービスの利用を促進していきます。
(4)	経済的支援	● 障害のある人の経済的な支援を行う各種年金や手当、制度について周知していきます。

### 基本施策2 保健・医療

主な取組		今後の主な方針
(1)	早期発見・予防	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 早期からの介護予防と健診の受診勧奨により、生活習慣病予防を強化します。また、健診等を通して疾病の早期発見・早期治療につなげるための正しい知識の普及に努めます。</li> <li>● 児童発達支援センターやこども家庭センター、保育・教育機関、医療機関等との連携を図り、必要に応じて専門的な支援を行っていきます。</li> </ul>
(2)	難病患者施策の推進	● 難病患者の方が在宅で安心して療養し、生活することができるよう支援していきます。
(3)	医療・リハビリテーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>● かかりつけ医を中心とした身近な診療と病院が連携し、在宅医療・介護のニーズに応えます。</li> <li>● 障害のある人が地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、医療・保健・福祉・介護等、関係機関の連携を図ります。</li> <li>● 医療的ケアが必要な人が、地域で安心して生活していけるよう支援します。</li> </ul>

### 基本施策3 教育・療育

主な取組		今後の主な方針
(1)	障害がある子どもの療育等の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 児童発達支援センターとこども家庭センターを中心に、専門職による個別の、切れ目のない支援を行います。</li> <li>● 就学前の療育体制の充実を図ります。</li> </ul>
(2)	学校教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障害のある児童一人ひとりの個性や特性など教育的ニーズに応じた特別支援教育の内容や支援体制の充実を図り、教育環境の整備を目指します。</li> <li>● 「インクルーシブ教育システム」の構築を目指します。</li> <li>● 教育に関する情報提供と相談体制の充実を図り保護者の不安の解消に努めます。</li> </ul>
(3)	生涯学習の充実	● 障害のある人に向けて教育やスポーツ、文化等の様々な機会の充実や情報提供を図ります。

### 基本施策4 社会参加

主な取組		今後の主な方針
(1)	就労の機会の確保・充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 関係機関との連携により雇用促進と総合的な生活支援を推進します。</li> <li>● 行政と福祉事業所が一体的となり、周知・広報活動や物品販売場所等の提供を行います。</li> </ul>
(2)	スポーツ・レクリエーション・文化活動の参加促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障害のある人もない人も共に社会参加できる機会の提供を支援します。</li> <li>● 長崎県障害者スポーツ大会参加の送迎等の支援を行います。</li> </ul>

## 基本施策 5 生活環境

主な取組		今後の主な方針
(1)	福祉のまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>誰もが安心して暮らすことができる、バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を推進します。</li> <li>障害のある子どもが、安全で学習しやすい学校施設の整備に努めます。</li> </ul>
(2)	居住の場の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉施設や病院等から地域に移行するための相談や住宅の確保等の支援を行う「地域相談支援」の利用の推進に努めます。</li> <li>住宅改修について、専門職が現場確認し、必要な支援や助言を行います。</li> </ul>
(3)	防災・防火・防犯	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係課で連携し、避難行動要支援者の支援体制づくりに取り組みます。</li> <li>有事の際に、医療的ケアを要する人等、誰もが安心して避難を検討することができる避難所の設置を行います。</li> <li>犯罪、災害や交通安全に対する自己認識を高め、地域ぐるみの見守りによる重層的な防災・防犯・交通安全体制の整備を目指します。</li> </ul>
(4)	地域における福祉活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>町社会福祉協議会との協働により地域福祉活動を推進します。</li> </ul>

## 基本施策 6 情報・コミュニケーション

主な取組		今後の主な方針
(1)	情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要な情報が的確に伝わるよう、情報提供・表示などの方法について障害のある人や高齢者への配慮に努めます。</li> </ul>
(2)	コミュニケーション支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報収集・利用などに大きな支障のある聴覚障害や視覚障害のある人に対して、意思疎通手段の確保と情報利用の円滑化を進めます。</li> </ul>

## 基本施策 7 生活環境

主な取組		今後の主な方針
(1)	障害を理由とした差別の解消に向けた取り組みの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害のある人に対する偏見をなくし、障害特性について理解を深めるため、継続的に普及・啓発を行っていきます。</li> <li>精神障害について理解を深める取組を推進します。</li> </ul>
(2)	交流・ふれあいの促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害のある人とない人との交流を進め、相互理解を深めていきます。</li> </ul>
(3)	権利擁護・虐待防止の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>県と連携しながら虐待防止の啓発を充実し虐待の予防を図るとともに、虐待が発生していた場合の早期発見から適切な対応につなぐまでの一貫した支援体制の確立を目指します。</li> <li>財産の保安全管理や各種申請など、障害のある人が地域で自立した生活を続けられるよう成年後見制度の利用支援を行うとともに、社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業の利用促進を図ります。</li> </ul>

## 基本施策 8 行政サービス等における配慮

主な取組		今後の主な方針
(1)	町職員における障害者理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき、障害のある人に対する理解を深めるための普及・啓発を行います。</li> <li>「障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づき、町職員に対し、必要な研修や啓発を行います。</li> </ul>
(2)	選挙における配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害のある人が投票しやすいように環境を整え、支援を行います。</li> </ul>
(3)	行政事務等における配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>町職員は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づき、障害を理由とした差別的な取り扱いの禁止、障害のある人が必要とする社会的障壁の除去の実施について合理的な配慮を行います。</li> </ul>

# 第7期障害福祉計画

## ➤ 令和8（2026）年度の成果目標

### 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

- 本人の意思決定を尊重し、家族の状況やニーズに合わせ、障害のある人が地域で安心して生活できる環境を整えていく支援を行います。

### 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1回	1回	1回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	7人	7人	7人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回

### 3 地域生活支援の充実

- 地域生活支援拠点等の整備において、本町で実現可能な機能の検討を行います。
- 強度行動障害を有する人やその家族に対する支援体制の充実を図ります。

### 4 福祉施設から一般就労への移行等

#### （1）就労移行支援事業所を通じた一般就労への移行者数

令和8（2026）年度中の福祉施設から一般就労への移行者数	3人
内訳	
令和8（2026）年度中の就労移行支援事業所利用者の一般就労への移行者数	1人
令和8（2026）年度中の就労継続支援A型事業所利用者の一般就労への移行者数	1人
令和8（2026）年度中の就労継続支援B型事業所利用者の一般就労への移行者数	1人

#### （2）一般就労後の就労定着支援事業の利用者数

令和8（2026）年度中の就労定着支援事業所の利用者数	1人
-----------------------------	----

### 5 相談支援体制の充実・強化等

- 障害種別や各種ニーズに満遍なく対応できるよう、委託相談支援事業所、県の広域的・専門的な相談支援機関とも連携を図りながら総合的・専門的な相談支援を実施していきます。

### 6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- 令和8（2026）年度末までに、サービスの質の向上を図るための取組を検討していきます。

## 第3期障害児福祉計画

### ➤ 令和8（2026）年度の成果目標

#### 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

##### （1）障害児に対する重層的な地域支援体制の構築について

事業	数値	備考
児童発達支援センター	1 か所	平成 24（2012）年 4 月開設
保育所等訪問支援	1 か所	平成 31（2019）年 4 月開設

##### （2）重症心身障害児への支援について

- 重症心身障害にある児童やその家族が安心して地域で暮らせる環境づくりを進めます。

##### （3）医療的ケア児への支援について

- 保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場として、障害者等地域自立支援協議会の専門部会に設け、事例検討等の協議を行います。





# 成年後見制度の利用促進に向けた取組

## (時津町成年後見制度利用促進基本計画)

### ➤ 成年後見制度の概要

成年後見制度は、認知症や障害等により判断能力が不十分な高齢者や障害者に代わり、成年後見人等が、身上監護と財産管理による支援等を行うことで、本人の暮らしと権利を守るために創設された制度であり、平成 11（1999）年の民法の一部改正により、平成 12（2000）年から始まりました。成年後見制度を必要とする人が、本人らしい生活を守るための制度として本制度を利用することができるよう、権利擁護支援の体制を整備することを目標に取組を進めます。

### ➤ 計画の位置づけ

本計画は、促進法第 14 条第 1 項に定める市町村成年後見制度利用促進計画であり、本町における成年後見制度の利用の促進等に関する施策の基本的な方向性を定める計画として策定するものです。

また、本計画は、時津町障害福祉計画ならびに時津町介護保険事業計画と一体的に策定し、双方の計画において整合性を図ります。

### ➤ 計画の期間

本計画の期間は、時津町障害福祉計画ならびに時津町介護保険事業計画の計画期間と併せ、令和 6（2024）年度から令和 8（2026）年度までの 3 年間とします。

### ➤ 今後の取組

親族、福祉・医療・地域等の関係者等が一体となり、「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」、「早期の段階からの相談や対応体制の整備」、「意思決定支援や身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」を目指します。

- |                   |                      |
|-------------------|----------------------|
| 1. 本人を中心としたチームの形成 | 5. 多職種による検討の場の設置     |
| 2. 成年後見制度の広報・啓発活動 | 6. 中核機関の設置           |
| 3. 相談窓口の明確化と早期支援  | 7. 地域連携ネットワークづくり     |
| 4. 身上監護の充実・後見人支援  | 8. 成年後見制度の利用に係る費用の助成 |

時津町障害者計画（第 6 次）、障害福祉計画（第 7 期）・障害児福祉計画（第 3 期）【概要版】

発行日：令和 6（2024）年 3 月

発行：時津町 編集：福祉部 福祉課

〒851-2198 長崎県西彼杵郡時津町浦郷 274-1

TEL 095-882-2211（代表）

ホームページ <http://www.town.togitsu.nagasaki.jp/>